

協働のまちづくり かわら版

Vol. 18
2010年4月発行

編集：燕市企画調整部企画政策課
〒959-0295 燕市吉田日之出町1番1号
TEL：0256-92-2111 (協働のまちづくりG)
FAX：0256-92-2110
E-mail：kikaku@city.tsubame.niigata.jp
URL：http://www.city.tsubame.niigata.jp/

燕市の協働のまちづくりの推進に関する情報をお届けしています。

「第10回まちづくり基本条例市民検討会議」を開催しました。

(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた具体的な取り組みとして、「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」の第10回目の会議を4月17日土曜日に吉田公民館で開催しました。

その内容についてお知らせします。

新年度がスタート！(仮称)まちづくり基本条例の今年度制定を**目指しています！！**

4月に入り、気分も新たに新年度がスタートしました。

昨年6月に発足した「まちづくり基本条例市民検討会議」の開催も、とうとう二桁目に突入し、10回目の開催となりました。ここまで長かったような、短かったような、振り返ってみるといろいろな場面がありました。

「次の会議の進め方をどうしよう」「会議資料が間に合わない(汗)」などなど。

そんなときに、いつも助けられるのは、公募に応じていただいた市民委員の皆さんと若手職員中心の職員委員のメンバーのまちづくりに対する熱意と前向きな姿勢です。

毎回のことですが、皆さんの真剣さには、本当に驚くとともに、数多くのご意見をいただきありがとうございました。

今回から、いよいよ条文の検討がスタートしました。

今後の展開から目が離せないかも？ご期待ください！



(仮称)まちづくり基本条例の検討に関する詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

燕市トップページ > まちづくり > まちづくり基本条例のページへ！

「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」や「協働のまちづくりかわら版」へのご意見・ご感想を募集しています。

第10回市民検討会議の主な内容

市長挨拶

意見交換

テーマ (仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台について

- ・事務局の説明と質疑応答
- ・馬場先生のまとめ

ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討

「第1章 総則」について

- ・意見交換とグループ別発表

今回の会議は、小林市長も参加していただきました。会議中でのご挨拶をお届けします。

「この取り組みのプロセスは、燕市にとって貴重な財産です。」

小林市長の挨拶

まちづくり基本条例市民検討会議につきましては、二カ年にわたりまして、本当に真剣なご討論、ご協議をいただき、心から感謝を申し上げます。

これまでの検討過程では、参加された皆様方、全員が熱意にあふれ、純粋に「このまちを元気にしていこう」「魅力あるまちにしていこう」といった想いに胸を打たれるとともに、労を惜しまない取り組み姿勢には、職員一同頭が下がる思いでございます。たずさわっていただきました、すべての皆様に改めて、深く感謝を申し上げます。

職員も、若手を中心に一緒に参加させていただいておりますが、職員の側も市民の皆様から学ばせていただくことが非常に多いと聞いております。これからも皆様と一緒に議論をしながら「市民と行政の協働のまちづくり」が推進されていくことを強く望んでおります。

今年度中の条例制定を目指す中で、今後の検討過程においても、活発な議論が行われ、皆様の想いや燕らしさを反映した、素晴らしい条例が完成することを心からご期待申し上げます。

これまでの検討を**条文**として、整理してみよう！！

今回の会議では、これまでの意見や検討から導き出された考え方を整理して、その内容を条文化した「(仮称)まちづくり基本条例素案のたたき台」について説明を行い、これまでの会議で、どのような意見があり、それをどのような考えに基づいて、どのように条文化したのか、委員の皆さんから確認していただきました。

以下、説明内容を抜粋してお知らせします。

各条文の原案について議論中！



原案(たたき台)の全体構成について

共通原則

前文
条例の趣旨や決意を表現

第1章 総則
第1条(目的)
第2条(定義)
第3条(まちづくりの基本理念)
第4条(まちづくりの基本原則)

まちづくりの主体の役割等

第2章 まちづくりの主体

第1節 市民
第5条(市民の権利)
第6条(市民の役割)

第3節 市民活動団体
第11条(市民活動団体の役割)
第12条(市民活動の推進)

第5節 市議会
第14条(市議会の役割)

第2節 地域コミュニティ
第7条(地域コミュニティの役割)
第8条(地域コミュニティ活動の推進)
第9条(自治会)
第10条(まちづくり協議会)

第4節 事業者等
第13条(事業者等の役割)

第6節 市及び市の職員
第15条(市の役割)
第16条(市の職員の役割)

まちづくりの仕組み・制度等

第3章 協働
第17条(協働のまちづくりの推進)
第18条(協働事業)
第19条(人財の育成)

第5章 情報共有
第26条(情報の共有)
第27条(情報の公開及び提供)
第28条(個人情報の保護)
第29条(説明責任及び応答責任)

第4章 市民参画
第20条(市民参画の推進)
第21条(市民参画の方法)
第22条(審議会等)
第23条(対話の場の設置)
第24条(パブリックコメント)
第25条(住民投票)

第6章 市政運営
第30条(総合計画)
第31条(財政運営)
第32条(行財政改革の推進)
第33条(行政評価)
第34条(政策法務)
第35条(国及び他の地方公共団体等との連携)

条例の位置
付け等

第7章 条例の尊重及び見直し
第36条(条例の尊重)
第37条(条例の見直し)

「第1章 総則」の条文案について

(目的)

第1条 この条例は、燕市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、及び行動することにより、**市民参画と協働のまちづくりをより一層推進するとともに、市民自治による自立した地域社会を実現すること**を目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) **まちづくり** 豊かで住みよい魅力と活力にあふれた地域社会をつくるため、地域の公共的課題を解決していく営みをいいます。
- (2) **市民** 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する者をいいます。
- (3) **市** 市長その他の執行機関及び水道事業管理者をいいます。
- (4) **市民参画** 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (5) **協働** まちづくりにかかわる多様な主体が目標を共有し、それぞれの果たすべき責務を認識するとともに、相互に相手の立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携し、及び協力し合うことをいいます。
- (6) **地域コミュニティ** 地域における多様なつながりを基礎として、共通の目的を持ち、当該地域にかかわりながら活動をする団体をいいます。
- (7) **市民活動** 市民が自主的に行う公益的な活動で、営利を目的としないものをいいます。
- (8) **事業者等** 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う個人及び団体をいいます。
- (9) **人財** 燕市のまちづくりの原動力であるとともに財産である人材をいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりは、市民が望む地域社会の実現を目指すため、**市民、市議会及び市が一体となり**、自らの積極的な意思で取り組むものとしします。

- 2 市民、市議会及び市は、人をまちづくりの原点ととらえ、**人づくり**を基本として、まちづくりを推進するものとしします。
- 3 市民、市議会及び市は、独自の魅力ある**燕らしさ**を創り出すことを目指すとともに、地域の特性を尊重した**自主的かつ自立的なまちづくり**を推進するものとしします。

(まちづくりの基本原則)

第4条 市民、市議会及び市は、まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとしします。

- (1) **市民参画**の機会が平等に保障されること。
- (2) **協働**して公共的課題の解決に当たること。
- (3) 相互にまちづくりに関する**情報を提供し**、及び**共有すること**。
- (4) **人と人のつながり**を大切にし、広く交流を深めること。
- (5) 市民一人ひとりの人権が**尊重**され、それぞれの個性及び能力が発揮されること。

原案についての意見 (アドバイザー) 新潟大学大学院実務法学研究科准教授 馬場 健さん

条例の枠組みについて

- ・ この条例は、ルールづくりであり、市民と行政がどのようなつながり方をしていくことが今後の燕市にとって必要なのか、それを決めていくものです。
- ・ 第1章は、こういう気持ちで条例というものを考えていきたいという部分です。
- ・ 第2章は、まちづくりの主体には、どういう役割があるのかということをはっきりと明らかにし、まちづくりにおいて、各主体が何をすべきかをもう1度確認しようというものです。
- ・ 第3章から第6章までの内容は、まちづくりの主体が、どのようにつながっていったら良いのかということが、協働、市民参画、情報共有、市政運営といった形で書かれています。
- ・ 第7章では、条例の尊重と見直しについての内容で、どのようにこの条例を動かしていったら良いのかという部分です。

第1章のポイント

- ・ 1番重要なポイントとなるのが、市民とは何かということ、燕市として市民を捉え直していった方が良いのではないかとということです。
- ・ 地域の公共的な課題を解決することがまちづくりであるという考え方も重要です。課題を解決するために道路をつくったりするわけでは、それをどうやって解決していくかというときに必要な考え方が、参画と協働です。
- ・ 参画や参加は、基本的に主導権は行政にあり、意見、情報、知識を持っている地域の人たちを巻き込むというやり方です。協働とは、主導権が誰かにあるというよりも、対等の立場でいろいろな問題を解決していこうというやり方です。参画と協働は、必ずしも全く別のもではなく、実は整理しにくいものです。
- ・ 第1章は、みんなが自覚していなかったものを言葉に書き直してみようというものです。

ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討
「第1章 総則」について

これまでの検討の成果をカタチにした、たたき台の各条文を確認しましょう！！

今回のワークショップから、「(仮称)まちづくり基本条例の原案(たたき台)」の各章について検討を行っていきます。その後、この条例の前に置く「前文」の検討を行う作業と、「提言書」の確認作業を全員で行い、市長に提言していただく予定です。

そこで、今回は「第1章 総則」の条文案について、これまでの意見や考え方が正しく反映されているか確認し、各グループの意見を出し合って、まとめる作業を行っていただきました。

今回も意見の数が多かったため、各グループから発表していただいた主な意見をお知らせします。

第1条(目的)

- ・「市民自治」という言葉がわかりづらい。もっとわかりやすい表現にするか、第2条の定義の部分で明確に定義するか、いずれかにしないと混乱するのでは？

第2条(定義)

- ・九つの用語の定義は、少し多いのではないか。しかし、確認していくとそれぞれ必要である。
- ・定義の順番について、「(2) 市民」を一番目にしても良いのでは？
- ・「市」の定義の中で、執行機関という表現がわかりづらいので、教育委員会等を具体的に表示した方がわかりやすいのでは？
- ・「人財」の定義は良いと思うが、通常の人材として、定義から削除しても良いのでは？

第3条(まちづくりの基本理念)

- ・「市民、市議会及び市が一体となり」という表現になっているが、非常に良いことなので、条文案としては素晴らしい。
- ・市の基本構想の中で、「人を育てる」「人を活かす」「人がふれあう」「人が助け合う」という基本理念が掲げられている。また、教育立市宣言は、まさに人づくりを宣言しているものである。これらを条文に盛り込み、共通の意味として持てれば良いのでは？
- ・「地域の特性を尊重した」という表現になっているが、今後の方向性として良いことである。

第4条(まちづくりの基本原則)

- ・助け合いという意味の言葉を入れたらどうか。

委員の皆さんの声(ふりかえりシートより)

あなたが今日うれしく思ったこと、満足したことは？

- ・これだけの方が、まちづくりに関して、住みよい環境づくりに努力されていることがうれしい。それが、今後燕市の繁栄につながることを切に望みます。
- ・良く意見が聞けて良かった。
- ・皆さん、本当に真剣に取り組んでいる。

その他

- ・こういうワークショップは、とても大切だと思います。いろんなところで、もっと広がればと思います。

あなたが今日気づいたことは？

- ・条文たたき台はできたが、条文となると初めて触れる方も多いので、解説とセットで配るの必要があると感じた(市民に分かりやすい条例にするために)。
- ・条文案を見て、今まで討議した考え方が見えてこない。ここに至った背景を説明しないと、一般市民は文の持つ深さを理解できないように思った。
- ・「(仮称)まちづくり基本条例」によって、従来の宣言や条例などの取り扱いはどうなるのだろうか？
- ・条例案について、文章の内容がよく理解できた。事前に送ってもらった資料が、とても良く理解できる糸口になった。

まちづくり基本条例市民検討会議の開催日程

第11回 市民検討会議

日時：平成22年5月15日(土)9:30～

場所：吉田公民館 講堂(3階)

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

事務局の説明から

次回の会議では、(仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の各条文に皆さんの意見を反映する作業を引き続き行っていきます。具体的には、条例素案のたたき台に掲載した「第2章 まちづくりの主体」の各条文の案について意見交換を行っていく予定です。

編集後記

この取り組みの担当になって3年目に突入しました！ふりかえりシートでは、今回も皆さんから「事務局の大変な資料の整理に心が配られていて感心した。」「条文の作成、ごくろうさまです。たたき台として良くできています。」という激励の言葉をいただきました。そんな言葉を思い出し、「ここでやらねば、いつやるの？」と、自分を鼓舞する毎日です。そんなこんなで、白紙の状態から行ってきた検討も、いよいよ条例のカタチが見えてきました。今後も皆さんとの協働作業を大切にしながら進めていきたいと思っています。(す)